⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

①	資産種類		土地、建物	土地、建物	土地、建物	土地、建物
②	資産名称		川戸宿舎	弥富宿舎	大井宿舎	坂部台宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	37,628,730円	31,577,154円	25,073,083円	24,075,850円
		⑵減価償却	3,380,208円	7,154,921円	8,578,191円	19,199,026円
		⑶減損額	22,303,520円	6,414,488円	9,396,760円	1,468,224円
		⑷帳簿価額	11,945,002円	18,007,745円	7,098,132円	3,408,600円
④	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずるべき措置」において、国庫納付することとなったため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずるべき措置」において、国庫納付することとなったため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		5,555,555円 (1,377,275円)	50,100,000円 (18,701,002円)	7,981,245円 (5,129,956円)	9,053,316円 (4,678,757円)
⑦	控除費用		1,037,048円 (―)	1,097,960円 (116,384円)	902,584円 (451,292円)	345,600円 (125,453円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	1,377,275円	18,584,618円	4,678,664円	4,553,304円
		納付年月日	H28. 12. 27	H28. 12. 27	H28. 12. 27	H28. 12. 27
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―	―	―
		納付年月日	―	―	―	―
		⑶その他民間等への払戻額	―	―	―	―
		納付年月日	―	―	―	―
⑨	減資額		―	―	―	―
⑩	備考		―	―	―	―

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。

⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。

⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。